

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第4号 宇治市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則…………… (消防総務課) …… 2

### 告 示

- 告示第17号 個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額の変更…………… (男女共同参画課) …… 2
- 告示第18号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効…………… (国民健康保険課) …… 3

### 消 防 本 部

- 訓令甲第1号 宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程…………… 3

### 正 誤

- 2019年（平成31年）3月8日付け宇治市公報第2236号…………… 4

**規 則**

宇治市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成31年3月22日

宇治市長 山本 正

**宇治市規則第4号**

宇治市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

宇治市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長が欠けた場合に新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、再任されることができる。

第6条第1項ただし書中「に欠員を生じたとき」を「が欠けた場合に」に改め、同条第2項本文中「、これを再任する」を「、再任される」に改める。

第7条第3項ただし書中「に欠員を生じたとき」を「が欠けた場合に」に改め、同条第4項本文中「、これを再任する」を「、再任される」に改める。

第9条第5項中「とる」を「採る」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「、出席委員」を「、出席した委員」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に、「、委員に」を「、委員長は、委員に」に、「取扱い」を「取扱い（審議の対象としない場合にあつては、その理由を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条中「、消防総務課」を「、消防本部消防総務課」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1項を加える。

（運営上の留意事項）

第12条 消防長及び委員長は、委員会が消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式中

「 \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ 」

※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付 年 月 日
------------------	----------------

「 \_\_\_\_\_ に、「第8 \_\_\_\_\_ 」

※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付 年 月 日
（意見取りまとめ者を經由する場合）意見取りまとめ者から消防総務課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い	
記名・匿名	

」

条の」を「第8条第1項の」に、

「※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2は空欄とすること。必要な資料があれば添付すること。」を「備考

- 1 ※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2は空欄とすること。
- 2 必要な資料があれば添付すること。」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**告 示**

**宇治市告示第17号**

個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第121条の規定により、個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額について、平成15年宇治市告示第54号により公表したものの一部を変更したので、次のとおり公表します。

平成31年3月22日

宇治市長 山本 正

宇治市男女共同参画支援センター

使用時間 施設等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室 1	3,000 円	4,000 円	4,250 円	7,000 円	8,250 円	11,250 円
会議室 2	1,120 円	1,500 円	1,620 円	2,620 円	3,120 円	4,240 円
附属設備	附属設備ごとに、1,000 円を限度として宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則で定める額					

備考

- 会議室の使用を延長する場合（正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの時間に限る。）において、当該延長の時間が30分を超えるとときは、当該各号に掲げる会議室の区分に応じ、この表に定める額に当該各号に定める額を加算する。
  - 会議室 1 1,000 円
  - 会議室 2 370 円
- 冷房又は暖房の装置を使用する場合は、この表（会議室1及び会議室2に限る。）に定める額（前項の規定の適用がある場合は、同項の規定により算定した額）に10分の3を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を加算する。
- 第1項の場合において、附属設備を引き続き延長して使用するときの当該附属設備に係る使用料は、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を加算する。

宇治市告示第18号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について  
次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。  
平成31年3月22日  
宇治市長 山本 正

1 保険者番号	260059
2 被保険者証の記号	宇6002
3 被保険者証の番号	3996
4 被保険者証の適用開始日	平成26年6月11日
5 被保険者証の交付日	平成30年4月1日
6 無効とする日	平成31年3月4日
7 理由	紛失

**消 防 本 部**

宇治市消防本部訓令甲第1号

宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。  
平成31年3月7日  
宇治市消防長 中谷 俊哉

宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程  
宇治市消防職員服装規程（平成13年消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1手袋の項及び名札の項を次のように改める。

手袋	作業用は、革製、アラミド繊維製又はポリエチレン繊維製の手袋とする。 礼式用は、白色の織物とする。
名札	宇治市職員服装規則（昭和63年宇治市規則第48号）第7条の規定を準用する。

別表第1盛夏服以外の服装用の腕章エンブレムの項中「活動服」を「活動服及び救急服」に改め、同表消防手帳の項中「45センチメートル」を「60センチメートル」に、「用紙は、恒久用紙と記載用紙とに分け、いずれも差し替え式」を「記載用紙は、差し替え

式」に改め、同表防火帽の項を次のように改める。

防火帽	色又は地質	銀色のガラス繊維を基材としたポリエステル樹脂による強化プラスチック
	製式	ヘルメット型とし、内部に頭部の振動を防ぐための衝撃吸収ライナー及びヘッドバンドを付ける。 ヘッドバンドの操作はダイヤルラチェット方式とし、サイズが調整できる構造とする。 顔面を保護するシールドを付ける。 帽の腰回りに白色及び赤色の反射線を付け、左右両側に宇治市消防本部の文字を黒色で表示する。 形状は、図のとおりとする。
	階級章	特殊樹脂製の消防章とする。 形状は、図のとおりとする。
しころ	色又は地質	濃紺色の透湿防水布
	製式	ドットボタン6個により帽体に付着させるものとし、表面の下部に反射テープを付ける。 顔面を覆い固定する面ファスナーを付ける。 後面に隊を表示するワッペン（台座）を付ける。 形状は、図のとおりとする。

別表第1防火服の項中「防火帽しころと同様とする。」

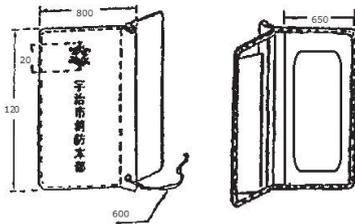
「濃紺色の耐熱性防水布」

「濃紺色の耐熱性防水布」

「濃紺色の耐熱性防水布」

締めベルト」を「袖口及び袖部に補強材」に、「ひざ当て付き長ズボン」を「膝当て付き長ズボン」に、「すそ口」を「裾口」に、「すそ締めベルト」を「裾締めベルト」に改め、同表の表以外の部分第15項を次のように改める。

15 消防手帳



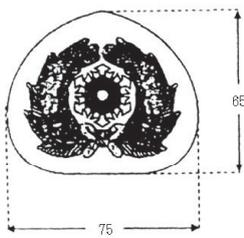
別表第1の表以外の部分第16項中

「帽体製式」を

帽体製式



き章



しころ製式



「帽体製式」に

帽体製式

(前面)

(側面)

(後面)



き章



しころ製式

(前面)

(後面)



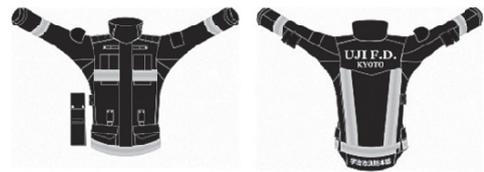
改め、同表の表以外の部分第17項を次のように改める。

17 防火服

上衣製式

(前面)

(後面)



ズボン製式

(前面)

(後面)



別表第2中

「手袋(ケブラー又は皮手袋)」を

手袋(ケブラー又は皮手袋)	○※	○			
---------------	----	---	--	--	--

「手袋(作業用)」に改める。

手袋(作業用)	○※	○※	○	△※	
---------	----	----	---	----	--

別表第3中「ケブラー又は皮手袋」を「作業用」に改める。

別表第4中「ケブラー又は皮手袋」を「作業用」に、

「名札 永年」を「名札 5年」に、

名札	永年	名札	5年
----	----	----	----

「9年」を「11年」に改め、同表の備考第2項中「

9年	11年
----	-----

支給しない」を「、貸与しない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第1消防手帳の項の改正規定及び同表の表以外の部分第15項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の宇治市消防職員服装規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により貸与されている防火帽及び防火服は、改正後の宇治市消防職員服装規程の規定により貸与された防火帽及び防火服とみなす。この場合において、当該防火帽及び防火服の貸与期間は、この規程の施行の日における改正前の規程の規定により貸与された防火帽及び防火服としての貸与期間の残存期間と同一の期間とする。

(揭示済)

正 誤

2019年(平成31年)3月8日付け宇治市公報第2236号中

ページ	欄	誤		正	
		31.5	26.8	起点地番「宇治山田68番地」を	

3 1 . 5

「宇治山田  
6 8 番地の  
2」に、終  
点地番「宇  
治山田6 8  
番地」を「  
宇治山田6  
8 番地の1  
」に改正。

2 6 . 8

